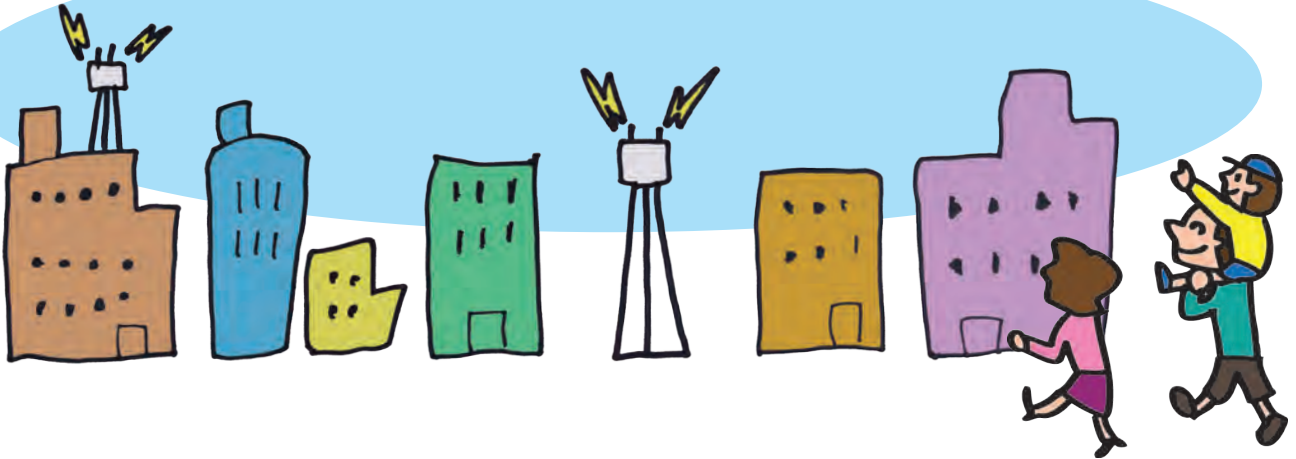


小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例

が制定されました。



平成 27 年 4 月から

INFORMATION

住民の皆さんと事業者間の紛争を未然に防止するため

携帯電話などの基地局設置時には

計画を事前を知る

ことができるようになります。

この条例は、携帯電話等基地局の設置をめぐる住民と事業者間の紛争を未然に防止することが目的で制定されました。住民が基地局設置などの計画を事前に知ることができます。

物を持つ人と住んでいる人に計画の説明が行われます。住んでいる人が属している区の人にも区長を通じて周知されます。住民から説明会の開催の要望もでき、実施後に報告書が市長に提出されます。

**基地局の設置時などに
住民に説明があります**

**紛争が起きた場合、
市が調整を行います**

基地局の設置やアンテナ形状、出力を変更する際、事業者から工事着手の60日前までに計画書が市長に提出されます。地上から基地局の高さの2倍に相当する距離の半径内に土地、建

また、紛争が発生した場合、解決のため住民と事業者が協議する場を設けて、市も立ち会い、適切に調整することも定められています。

この情報に関するお問い合わせ

生活環境課

電話：23-8122 / Fax：23-0223

メール：k_seikatsu@city.kobayashi.lg.jp

